

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 1 月 8 日

各 位

松原市健康部 高齢介護課

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱い」について

平素は、松原市介護保険行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年度より「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」による更新申請の期間延長を行ってきましたが、令和 4 年 10 月 14 日付け厚生労働省からの連絡により、有効期間満了日が令和 5 年 3 月 31 日までの被保険者に限り適用できることとなりました。令和 5 年 4 月 1 日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常通りの更新認定となります。

ただし、松原市では、「施設より認定調査実施困難届が提出されている入所者」と、「病院が新型コロナウイルス感染症対策で面会実施困難となっている場合」は、令和 6 年 3 月 31 日までに有効期間満了日を迎える被保険者のみ適用とします。

しかしながら、臨時的な取扱いを適用可能であったとしても、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して、適切に認定を行うことが重要です。長期間にわたり被保険者の状態の把握・評価をしないままでは適切な認定を行うことができない事態が懸念されると考えますので、できる限り、通常通りの更新認定としていただきますようお願い申し上げます。

〒580 - 8501

松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

松原市健康部 高齢介護課 認定係

電話：072 - 334 - 1550（代表）